

四日市市地域保健運営協議会部会「地域職域連携推進協議会」設置要綱

(設置の目的)

第1条

地域保健と職域保健が連携し、個人が生涯にわたって心身の健康の保持増進を図り、継続的な健康管理を支援するための仕組みを構築し、普及することを目的とする。

(組織)

第2条

四日市市地域保健運営協議会の下部組織として地域職域連携推進協議会(以下「協議会」)を設置する。

(所掌事項)

第3条

協議会は次の各号に掲げる事項について協議・検討し、周知・啓発を行う。

1. 健康増進と健康管理の連携及び推進に関すること。
2. その他必要な事項に関すること。

(組織)

第4条

協議会の委員は、15名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

1. 学識経験者
2. 職域関係機関代表
3. 保健医療関係団体代表
4. 四日市市地域保健運営協議会職域代表
5. 四日市市職員
6. その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第5条

1. 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期中であっても、その本来の職を離れたときは、委員の職を失う。
2. 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条

1. 協議会には会長及び副会長を1名置き、委員のうちから互選により定める。
2. 会長は協議会を総括し、会務を総理する。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条

- 1 . 協議会の会議は必要に応じて会長が召集し、会議においては会長が議長となる。
- 2 . 協議会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 . 協議会の議事は、それぞれ委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 . 必要に応じて、会長は協議会に委員以外の者の出席を認め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(事務局等)

第 8 条

協議会の事務局は、四日市市役所内に置き、協議会の事務は健康福祉部健康づくり課が行う。

(委任)

第 9 条

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 20 年 10 月 20 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する

附則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する